

平成30年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

## 平成30年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成30年9月6日(木)

場所 さいたま共済会館 502会議室

出席者(11名) (敬称略)

長峰 宏芳	荒川 岩雄	木下 高志
青木 徹	田部井 勇二	菊地 伸
栗原 充常	伊東 政信	村田 俊彦
甲原 裕子	柴田 潤一郎	

欠席者(2名) (敬称略)

河村 美穂	金井 千尋
-------	-------

事務局

廣川	学事課長
野々部	学事課副課長
石井	高等学校担当主幹
中村	幼稚園担当主幹
村上	専修各種学校担当主幹
山下	高等学校担当主査
岡野	幼稚園担当主査
細田	専修各種学校担当主査
敷根	高等学校担当主事
小林	高等学校担当主事
河内	幼稚園担当主任
森田	専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、10時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、青木徹委員、柴田潤一郎委員を指名した。

3 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成30年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0
平成30年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0
平成30年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、10時50分閉会を宣言した。

平成30年9月6日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 青木 徹

委 員 柴田 潤一郎

## 【審議記録書】

○司会 それでは、お待たせいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

### 1 開 会

○司会 それでは、審議会条例第6条第2項に定めます定足数を満たしておりますので、ただいまから平成30年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会したいと存じます。

### 2 会長挨拶

○司会 まず、村田会長から一言御挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○村田会長 では、改めまして、皆さんおはようございます。今日はまた大変暑い中でございますけれども、御苦労様でございます。

前回、6月12日の審議会の会議におきまして、それぞれのお立場から大変貴重な御意見を頂きました。今日は、それらの意見も踏まえまして、事務局において配分の基本方針の案を作成いただいておりますので、これらについて十分な御審議を賜りたいと考えております。議事の公正、中立な運営を心掛けてまいりたいと存じますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。では、よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、条例第6条第1項に基づきまして、村田会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 3 議事録署名委員の指名

○村田会長 それでは、議長として議事を進めさせていただきますが、議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。青木徹委員、柴田潤一郎委員のお二方をお願いします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

条例第7条におきましては、「審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定されております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者について事務局からお願いいたします。

○事務局 本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

○村田会長 分かりました。どうもありがとうございました。

#### 4 諮問事項（3件）

（1）平成30年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について

（2）平成30年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について

（3）平成30年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、早速諮問事項に関する審議に入りたいと存じますけれども、第1回の審議会からの引き続きですけれども、諮問事項は3件です。

前回の会議におきましては、委員の皆様方からさまざまな貴重な御意見を頂きましたが、これらの意見を踏まえまして、事務局に平成30年度運営費補助金配分の基本方針案の整理をお願いしたところ입니다。

この運営費補助金配分の基本方針案につきまして、事務局から説明を求めます。よろしくお願ひします。

○事務局 高等学校担当の石井と申します。私からは、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして御説明させていただきます。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1「平成30年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。

まず、1ページの上段の「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。このうち、基礎配分とは、人件費や光熱費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するもので、正に学校運営の根幹を支える支出に対する補助です。また、政策誘導配分とは、教育条件の向上など、県が進める私学行政への誘導を促進するものです。

次に、具体的な配分項目ですが、2の基礎配分の（1）高等学校を御覧ください。高等学校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づき、一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式です。

左の欄、配分項目といたしましては、決算書から、①人件費や②教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じて補助額を算出いたします。

次に、（2）中学校と（3）小学校です。生徒一人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しております。大変分かりやすい方式となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページの「3 政策誘導配分」を御覧ください。今年度は、第1回審議会での御意見などを踏まえまして、全部で8項目の配分項目を設け、政策誘導を図ってまいります。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、2ページに記載のとおりです。

なお、欄外の※印ですが、小学校は⑥の特色教育促進加算と⑧定員超過調整の2項目の適用としております。これは、県内の小学校が5校と少ない点、各校1クラスの児童数がおよそ30人であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮いたしまして、基礎配分に重点を置いた配分としております。

※印の2つ目、中学校は②の小規模校加算を適用しませんが、これは高校と比較し、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。ここからは、平成30年度の変更点につきまして御説明させていただきます。

まず、(1)基礎配分の①高等学校です。先ほども申し上げましたとおり、高等学校の基礎配分は、前年度の生徒数や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づき一定割合を補助する補助対象経費方式です。上段の表の②教育研究経費、③管理経費、④設備関係経費の基準額につきましては、県内校の平均額としておりますけれども、決算額の平均が増加しておりますことを踏まえ、時点修正をするものです。

なお、中段の表②の中学校から表の下段の③の小学校の基礎配分につきましては、変更はございません。

また、1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。(2)政策誘導配分ですが、②小規模校加算、③学級規模補正、⑤本務教員充足加算及び⑥特色教育促進加算につきましては、小・中・高等学校ともに変更はございません。

次に、表の上段の①生徒納付金水準補正ですけれども、前回の御意見を踏まえまして、高等学校分について、国際的な大学入学資格を取得するための教育プログラムである国際バカロレアのディプロマ・プログラム(DP)を実施する学校に係る特例措置を追加しようとするものです。これは、DPの実施には多額の費用を要するため、生徒納付金への反映が避けられないところですが、文部科学省が国際バカロレアの認定校を増やす目標を掲げていることなどを踏まえまして、各学校における生徒納付金平均額の算定に当たって、DPを実施する学科やコースの生徒に係る生徒納付金を算定から除外するというものです。

次に、④学校関係者評価実施加算と⑦ICT環境整備推進計画策定加算ですが、こちらは後ほど御説明させていただきます。

次に、表の下段の⑧定員超過調整ですが、定員超過の学校を減算するものでして、内容的には従来から行っていたものですが、前回の御意見を踏まえまして、配分基準に統合しようとするものです。高等学校のほか、小学校及び中学校も同様に統合してまいります。

次に、先ほどの表の真ん中の④学校関係者評価実施加算と、表の下段の⑦ICT環境整備推進計画策定加算について御説明させていただきます。こちらについては、5ページの「5 平成30年度の主な変更点」を御覧ください。

まず、④学校関係者評価実施加算ですが、こちらの「現状」にありますとおり、従来は学校関係者評価の実施校に一律300万円を加算しておりました。しかし、既に実施している学校では、ランニングコストが少なくなることや、新たに実施する場合には、インセンティブが働くよう、加算額について配慮が必要なこと、更には埼玉県5か年計画で定める目標を達成するため、誘導の継続が必要なことから、「変更案」にございますとおり、加算を2段階で実施したいと考えております。

具体的には、学校関係者評価を初めて実施する年度は、加算額を300万円とし、学校関係者評価の実施が2年度目以降となる場合には、加算額を従来から200万円引き下げて100万円とするものです。高等学校と中学校で同様に実施してまいります。

次に、⑦ICT環境整備推進計画策定加算ですが、「現状」にありますとおり、次期学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現、いわゆる「アクティブラーニング」の視点からの授業改善が求められており、ICTを活用した学習活動の充実を図ることがポイントとなっております。また、子供たちが未来社会を切り開いていくための資質・能力を一層確実に育成していくために、情報活用能力の育成が喫緊の課題となっております。

こうした中、県内私立高校のICT環境整備計画の策定状況を調べましたところ、全体の約3分の1にとどまっていることが分かりました。また、私立高校においては、各学校の特色を踏まえたICT環境整備推進計画を持つことが必要です。さらに、計画は、状況の変化に合わせて最適な内容に見直しを図っていくことが重要です。このため、各学校におけるICT環境整備推進計画の策定を促すとともに、実施に当たっての負担を軽減するため、こうした計画の策定に対する新たな加算項目を設けようとするものです。

具体的には、各学校について、一定の目標年次を定めたICT環境整備推進計画を策定した場合に、1校当たり200万円を加算しようとするものです。加算の具体的な要件につきましては、調査票の中などで定めてまいりたいと考えております。高等学校と中学校で同様に実施してまいります。

最後に、お手数ですが、A3横長の参考資料1「平成30年度私立学校運営費補助（高等学校）配分基準新旧対照表イメージ」を御覧ください。これまで御説明申し上げた変更点について記載しています。変更部分は網かけとなっております。

まず、1ページの（2）教育研究経費及び次の2ページの（4）設備関係経費につきましては、県内校の決算額の平均額が増加をしておりますことを踏まえ、時点修正いたします。

次の3ページの政策誘導配分の（1）生徒納付金水準補正につきましては、国際バカロレアのディプロマ・プログラムを実施する学校に係る特例措置の追加です。

さらに、1ページめくっていただきまして、4ページの（4）学校関係者評価実施加算につつま

しては、加算を2段階で実施してまいります。

次に、また1ページめぐりまして、5ページの(7)ICT環境整備推進計画策定加算につきましては、新規の配分項目として設けさせていただきました。

次に、その下、(8)定員超過調整につきましては、別途規定していたものを配分基準に統合するものです。

2枚おめぐりいただきまして7ページ、こちらの方からは平成30年度私立学校運営費補助金(中学校)配分基準新旧対照表イメージになります。

恐縮ですが、更に2ページおめぐりいただきまして、9ページをお開きください。(3)学校関係者評価実施加算は、高等学校分と同様、2段階の加算とするものです。

その下、一番下の(6)ICT環境整備推進計画策定加算につきましては、高等学校分と同様、新規配分項目です。

1枚おめぐりいただきまして、10ページを御覧ください。(7)定員超過調整につきましては、別途規定していたものを配分基準に統合するものです。

次に、1枚おめぐりいただきまして、11ページを御覧ください。こちらは平成30年度私立学校運営費補助金(小学校)配分基準新旧対照表イメージになります。

(3)定員超過調整につきましては、別途規定していたものを配分基準に統合するものです。

小・中・高等学校についての説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針案について御説明いたします。私は、幼稚園担当主幹の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2「平成30年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針(案)」を御覧ください。

まず、1ページの「配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる 방식을継続したいと考えております。

具体的な配分項目ですが、2の「基礎配分」では、昨年度と同様に園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数を乗じて配分額を算出いたします。

3の「政策誘導配分」ですが、今年度は全部で11項目の配分項目を設け、①から⑧までの8項目は加算により、⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図るものです。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料1ページ及び2ページに記載のとおりです。

次に、4の「平成30年度の変更点」について御説明申し上げます。3ページを御覧ください。(1)



基礎配分のうち、①園児数割及び⑤満3歳児数割でございますが、平成30年度予算の園児一人当たり単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を増額いたします。②園割、③常勤教員割、④常勤職員割については、前年度の補助単価を継続いたします。

次に、(2)政策誘導配分のうち、③園児納付金抑制加算、4ページの⑤小規模園加算及び⑩高額給与調整につきましては、それぞれ基準額を時点修正いたしました。また、園児納付金抑制加算の表における園平均給与額について、その金額を明示することといたしました。①3歳児保育促進加算、②ティーム保育促進加算、④1種免許状保有促進加算、⑥安全管理対策加算、⑦学校関係者評価加算、⑨定員超過調整、⑪剰余金保有調整につきましては、前年度の内容を継続いたします。

次に、⑧人材確保加算について御説明をいたします。こちらにつきましては、5ページの「5 平成30年度の主な変更点」を御覧ください。「現状」に記載いたしましたが、平成30年1月の埼玉県内の幼稚園教諭の有効求人倍率は3.33倍でした。平成29年1月の1.34倍に比べ大幅に上昇しており、幼稚園教諭の人材不足の状況がより鮮明になっている状況です。こうした状況を改善するため、県と全埼玉私立幼稚園連合会の共催で合同就職説明会を開催し、幼稚園教諭の人材確保のために取り組んでいるところです。

この合同就職説明会は、幼稚園の魅力を直接学生に知ってもらう場となるだけでなく、ほかの園がどのように学生にアピールしているかを研究する場にもなることから、多くの幼稚園に積極的に参加していただくことが望ましいのですが、参加園にとっては費用負担が発生します。そこで、合同就職説明会への積極的な参加を促すため、政策誘導配分に新たな加算項目として、「人材確保加算」を設けようとするものです。

具体的には、合同就職説明会に参加した園に対して、5万円を上限に参加費負担分を加算いたします。なお、加算対象となる合同就職説明会の要件として、幼稚園団体が主催し、県又は市町村が共催又は後援していることといたしました。合同就職説明会としての一定の規模や地域内の幼稚園が希望すれば参加できるという公平性が求められるためです。加算を希望する園は、所定の期日までに申請書を御提出いただきます。

最後に、お手数ですが、A3横長の参考資料2「平成30年度私立学校運営費補助金（幼稚園）配分基準新旧対照表イメージ」を御覧ください。これまで説明申し上げた変更点につきまして、具体的な補助単価等を記載しております。変更部分は網かけとなっております。まず、1ページの(1)園児数割及び2ページの(5)満3歳児数割については、御覧のとおり補助単価を増額いたします。

3ページ以降につきましては、それぞれの配分項目の基準額などについて変更いたします。3ページの(3)園児納付金抑制加算を御覧ください。先ほど御説明いたしましたとおり、園平均給与額について、それぞれの地域の幼稚園の平均給与額を明示いたしました。平均給与は、一般職の教員の平均額とするため、園長、副園長などの各園の上位2割の教員の給与を除き、残り8割の教員の平均給与をもとに算出しております。

4 ページを御覧いただきまして、(8)人材確保加算を新規の配分項目として設けさせていただきました。

幼稚園についての説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の村上でございます。私の方からは、専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針案について御説明いたします。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。1番の「配分の基本的な考え方」については、他の学種と同様です。

続きまして、2の「基礎配分」を御覧ください。①生徒数割、②教職員数割について、それぞれ生徒数、教職員数に補助単価を乗じ、補助するものです。

次に、3の「政策誘導配分」について御説明いたします。5つの配分項目を設け、適用要件に合致する場合に加算することにより政策誘導を図るものです。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料3の1ページに記載のとおりです。

恐縮ですが、2ページをお開きください。「4 平成30年度の変更点」について御説明申し上げます。まず、(1)基礎配分でございます。例年どおり、平成30年度予算の積算単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を予算単価の増加率分増額するものです。

次に、(2)政策誘導配分でございます。①専任職員充足加算、②安全管理・施設整備加算、③学校評価公開加算、④教員資質向上加算につきましては、前年度の内容を継続いたします。

新規の⑤職業実践専門課程認定加算と廃止の生徒納付金教育還元加算については、次の3ページ、「5 平成30年度の主な変更点」を御覧ください。

まず、生徒納付金教育還元加算の廃止についてです。「現状」にございますとおり、生徒納付金教育還元加算は、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導する趣旨で設けております加算項目です。

具体的には、生徒納付金の教育費への還元率（教育研究経費を生徒納付金で除した数）が平均値を上回る学校に対し、還元率に応じて定額を加算しております。加算額は、15万円、25万円、40万円の3段階で設定をしております。当項目につきましては、これまでの支援で一定の成果が得られたこと、加算額が少額でこれ以上の効果が期待しづらいことから、今回廃止をしようとするものです。

続きまして、職業実践専門課程認定加算の新設についてです。「現状」にございますとおり、企業との連携により、実践的な職業教育に取り組む学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」が平成26年度からスタートしております。平成29年度末時点での本県における認定状況は、専門学校91校のうち28校で認定済みとなっており、認定率は約30.8%で、全国平均の33.8%を若干下回っております。

職業実践専門課程の認定を受けている専門学校の学科の特徴ですが、企業等が参画する「教育課

「編成委員会」を設置してカリキュラムを編成していることや、企業等と連携して演習・実習等の授業を実施している等、企業と連携して学科を運営することが必要となっております。職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組と位置付けられております。大学等の他の高等教育機関との競争が厳しい中で、専門学校の持続的発展のため、変革に向けた取組を支援していく必要があるのではないかと考えております。そのため、職業実践専門課程の認定を受けている学科を持つ学校に対し、1校当たり30万円の加算項目を新たに設けようとするものです。

最後に、お手数ですが、A3横長の参考資料3「平成30年度私立学校運営費補助金（専修学校・各種学校）配分基準新旧対照表イメージ」を御覧ください。これまで御説明申し上げました変更点を含めまして、具体的な補助単価等を記載しております。変更部分は網かけとなっております。

まず、1ページの基礎配分の（1）生徒数割、（2）教職員数割については、御覧のとおり補助単価を増額いたします。

次に、2ページ目の政策誘導配分のうち（2）生徒納付金教育還元加算及び（5）職業実践専門課程認定加算について、今回御審議をお願いする内容に見直しております。

専修学校・各種学校の説明については以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○村田会長 ありがとうございます。

ただいま学校の種別ごとに資料1から3、一括で御説明いただきました。

それでは、この件につきまして御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○委員 すみません、1点質問いたします。

基礎配分のところで、生徒数割と書いてありますが、これはいつの時点の生徒数で認定するかということと、例えば各種学校の場合、入学して、その時点が基準点の算定の期日だとして、その後やめてしまうという場合があると思うのですけれども、そういうのはどういう措置になるか教えていただきたいのですけれども。

○村田会長 事務局、お願いします。

○事務局 時点といたしましては、当該年度の5月1日、具体的には平成30年5月1日現在の人数ということで計算をいたします。その後、退学等をされても、5月1日時点の人数ということで計算をさせていただいております。以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

○委員 参考資料の1の高等学校の5ページ、定員超過調整のところの表1でございます。この一番下の30%未満というところ、3年連続30%を超えるというのがあるのですけれども、これは存在しないのでしょうか。つまり毎年入学者定員が30%超えていけば、学則定員の全体で1年生、2年生、

3年生の合計が30%未満になるということはないのではないかと思いますのですけれども、なぜこの表があるのでしょうか。そういうことが起こる例を教えてください。つまり、仮に100人の定員の学校が3年連続で130、130、130と募集してしまったら390になるわけですから、そもそも定員超過率が30%を超えているわけですから、これはそもそも30%未満にならないのではないのか。この項目は要らないのではないのかということです。

○事務局 1つは、説明が不足して恐縮でございます。まず、定員超過率という部分でございますが、これは3学年の学則定員ということで、ただいま御指摘いただいたとおりの内容であって、入学者超過率につきましては、第1学年、1年生の超過率ということになっています。それで、委員がおっしゃるとおり、1年生のときに入った人数がそのまま誰もやめずに3年生までいけば、おっしゃるとおりになるかと思いますが、残念ながら、現状では途中で進路変更等の関係で、おやめになる生徒さんなんかもいらっしゃいます。そうすると、割合が変わっていきますので、こういった形で記載させていただいております。

○委員 途中でやめると超過率が変わってくるから30%未満で大丈夫ということですね。

○事務局 そうですね。途中で変わることがございますので、そういったことを考慮しております。

○委員 もう一つ、表3、参考資料の1の3の加算と減額の条件なのですけれども、これは小、中、高ともなのか、中、高だけなのか。もう一回その辺りを教えてください。例えば基本的な方針の中で見ると、政策誘導配分の中で中学校には適用しないということは、小規模加算校のときには加算しないけれども、それ以外は全部適用するということだとすると、中学校の授業料の加算、減算はやると理解しているのですか。

○事務局 そのとおりです。高等学校の分は、参考資料1の3ページの(1)生徒納付金水準補正のところ表がございまして、中学校につきましては8ページの方に、同じ(1)生徒納付金水準補正ということで規定させていただいており、中学校と高等学校で同様に実施してまいります。

○委員 そうしますと、高等学校の方は、バカロレアのDPに関しては配慮をするけれども、例えば中学校でバカロレアのMYPの課程をする場合に対しては配慮しないと理解しているのですか。つまり、ディプロマの方は配慮するけれども、MYPは配慮しないと。

○事務局 高等学校については、(1)の生徒納付金水準補正に今回、委員の御意見を踏まえまして、考慮する規定を追加させていただくのですが、中学校につきましては、生徒納付金水準補正のところでは、考慮しておりません。ただし、ほかの加算項目がございまして、中学校ですと9ページになるのですが、政策誘導配分の(5)特色教育促進分という中で、バカロレアの部分が特色教育に当たるということで、加算で考慮をしております。

○委員 逆に今度は小学校の課程で、もしPYPというのを今後やる学校ができた場合、小学校に関しては、授業料の減額が適用される部分は政策誘導配分の(6)と(8)なので、小規模も学級補正もしなければ、学校評価の加算もやらないし、本務教員の充足加算もしないし、ICTもしませ

んと。やるのは（6）番の特色と定員調整だけだということで、小学校の授業料に関しては、これがないという理解でよろしいですね。

○事務局 おっしゃるとおりです。小学校の配分基準のイメージについては、11ページの方にございますけれども、こちらの3項目のみとなっております。授業料の部分についての考慮はないということなのですが、同じように（2）特色教育促進分というのがございまして、こちらの加算でバカロレアの小学校の分についても特色教育ということで加算の考慮をしております。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○村田会長 どうもありがとうございました。

その他ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 議論は尽くされているところだと思うのですが、幼稚園の項で高額給与の調整というところなのですが、これだけ人手不足なのにあまり給与が高ければ駄目だと一般的に捉えていたのですが、実は経営者など一部の人があまり高い給料をもらっていると駄目だという意味なのだというのは分かっています。ただ、1,236万2,688円を超えた場合ととれるのですが、1,235万なら大丈夫なのですか。調整はしなくていいのですか。

○事務局 お答えいたします。

ここに記載されています1,236万2,688円を超える先生がいらっしゃると。例えば1,500万円の給与を得ている園長先生がいた場合に、1,500万円から1,236万円を引きまして、引いた金額を補助金の額から減額をさせていただいていると、そういう計算をしております。

○委員 分かりました。それはここに書いてあるとおりです。ただ、ではもっと極端に言います。1,236万2,687円ならどうなのですか。

○事務局 その場合は減額の対象にはならないと。どこかに基準を設ける必要があります。

○委員 そうすると、それは非常に高額ではないのですか。1円違いで高額と高額ではない差が出てしまうのかな。少々へ理屈みただけけれども、現実にはこれがそのようになる。経営者に聞いてみたらいいのだらうけれども、どうなのでしょうね。あるいはこれは1人なのですか、2人なのですか。1人でも駄目なのでしょう。

○事務局 基本的にこの給与を得ている先生が複数いらっしゃった場合は、その複数分を減額することになります。また、この1,236万円というのは、園長の平均的な年間給与額を1.5倍してございます。もともと園長等の平均的な給与額は830万円程度でございまして、その平均的な部分をかなり上回っている給与を得ている園につきましては、かなり経営的に余裕があるということで、その部分については減算させていただいて、その部分は他の、全体的な配分にならして実施させていただいております。

○委員 説明は分かりました。ただ、数字をぴたっと示してしまうと、数字に合わせて、ではいくらか引こうとか、入札ではないけれども、最低価格にしてしまっ、これに抵触しないような金額を

あえて設定する。だからあまり、抽象的に、例えば「多額の報酬を得ている何とかには裁量により…」とかと書いた方がきっと数字合わせをしないと思うのだけれども。これだと私が園長だったら数字合わせをしてしまうなという気がしたのだけれども理解が間違っているかな。どうなのでしょう、この金額で何円でも少なければ、それでもう減額されないというのは。

○事務局 今の基準の考え方は、先ほど御説明したとおりなのですが、先生がおっしゃるように、基準額を段階的に調整していくなど、そのような仕組みが作れないかというところではありません。今年度はこれで実施させていただいて、引き続きこういった視点で制度を研究させていただくということで対応させていただければと思います。

○委員 先生、どうですか。これは別に反対ではなくて、あまり数字をぴたっと示してしまったのは、これをうまく利用する人が出てしまうと嫌だなと思ひまして。

○委員 なかなか高額とって、ではどこで線を引くかというのは大変難しいと思ひますけれども、今後よく検討していただきたい。

○委員 今の委員の質問に関連してなのだけれども、基準額を超えている人は全体のうち何人ぐらいいるのですか。あまりいないようにも聞こえるのだけれども。実際に何人ぐらいいるのか。

○事務局 昨年度の例で申し上げますと、この高額給与調整の対象になった方は、全体で55人いらっしゃいました。

○委員 530園ぐらいの幼稚園があるので、約1割の園長がこのぐらいの給与をもらっているということですか。すごいね。

○委員 今55人と答えてもらったのですが、これは毎年それで補助を減額されますよね。それでもずっと続けているという、何年も継続されているという解釈でいいのですか、それとも1年限りだとか、その辺りはどうなのですか。

○事務局 この調整につきましては、それに該当していれば毎年そこで、もちろん差額については減額をされた形で交付しております。毎年配分基準を示しておりますので、各幼稚園については、御自身の園がそういう減額調整に該当しているということは御存知のはずですので、それを承知の上でそういう高額な給与を設定されているということではないかと思ひますので、そこについては各幼稚園の経営上の御判断ということになろうかと思ひております。

○委員 今言っているのは、そうではなくて、55人、園長先生などの人が毎年毎年超えた部分を減額されても、それに関係なくそういうことをずっと継続している状況なのですかということを知っている。

○事務局 申し訳ございません。経年上のデータを持ち合わせていないのですが、ただ、かなり上回っている幼稚園については大体毎年毎年それに該当しているという状況ではございます。かなり乖離しているといひますか、2,000万前後の給与を得ている園も散見されまして、そういうところについては毎年2,000万から千二百何十万を引いた額について減算しているという状況でございます。

○委員 1点聞くけれども、この制度はあまり高額な給料は抑えるという政策誘導があるのですか。それとも儲かっていればいくらもらってもいいのだけれども、補助はしないということなのですか。どちらでしょうか。

○事務局 これはペナルティーという意味ではなく実施しているものです。

○委員 儲かっているから補助しなくてもいいなど。

○事務局 ええ。それだけ頂いているということであれば、あえて補助をするということについて、経営上の影響は少ないのではないかとということで調整させていただいていると。

○委員 結果的に、減額された分はほかの幼稚園の別な政策費とか、いろいろ部分に回るといことですよね。

○事務局 はい。

○委員 どこかに行ってしまうわけではないですよね。

○事務局 調整をして、全体に最終的に行き渡るようにします。

○委員 それはあまるのではないのですか。

○委員 どこかへ行ってしまふのではなくて、つまり幼稚園の運営費補助金総額の中の、例えば政策誘導などそういうところに何らかの形で回るわけですよね。それを確認したかった。

○事務局 基本的には議会でお認めいただいた大切な運営費補助金ですので、先生がおっしゃるように、最終的に案分等で調整しまして、基本的にはほかの配分項目の中に使わせていただく。ただし、これとは別途、何か非常に違法な状態に対してペナルティーを科せられたという場合については、その分は別途予算を配分しない部分が年度全体ではありますが、この配分基準の中の考え方では全てお返しするという事としてしています。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、ほかに。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田会長 ほかになければ、それでは諮問事項の3件につきましては、順次議決を行いたいというふうに思います。

まず、平成30年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきましては、原案を適当と認めることといたします。

次に、平成30年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきましては、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、平成30年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

最後に、平成30年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 ありがとうございます。

それでは、平成30年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

以上で議事は終了いたしました。

議事の進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

○委員 1つよろしいでしょうか。

○村田会長 では、どうぞ。

○委員 1つだけ。補助金の予算というのは予算方針に出ますから分かります。しかし、実は決算でどうだったかということは、私どもは直接知ることができないでいます。そういうことを学事課から、昨年の予算はこうだったけれども、決算はこうだったと。この決算が少ない部分に関してはこういう形のペナルティーがあってカットしてしまったのだよということについて話を聞くことができるのかどうかということだけ教えていただきたい。今は結論が出ないのなら後でもいいのですが。

○事務局 決算につきましては、別途決算に係る作業を行いまして、決算特別委員会で審議された後、秋に県議会で議決され確定した数字等がオープンにされるものでございますので、御要望であれば、確定した時点で御説明させていただきたいと思えます。

○村田会長 どうもありがとうございます。では、よろしくをお願いします。

いろいろ御意見を頂きましたけれども、今後また先生方から出た意見を十分検討していただいて、来年も引き継いでいただきたいと思えます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

## 5 閉 会

○司会 ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、2回にわたりまして大変貴重な御意見を賜りありがとうございました。

御審議いただきました基本方針を踏まえまして、速やかに配分基準を学校法人にお伝えし、補助



目的に沿った学校運営を促してまいりますとともに、適正且つ効率的な予算の執行を図ってまいりますと存じます。

それでは、以上で本審議会の全ての日程が終了いたしました。皆様方には、引き続き県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(50分)